

大和州市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月21日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第35号

大和州市税条例施行規則の一部を改正する規則

大和州市税条例施行規則（昭和41年大和市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第3条関係）

原動機付自転車用標識

図1



図2

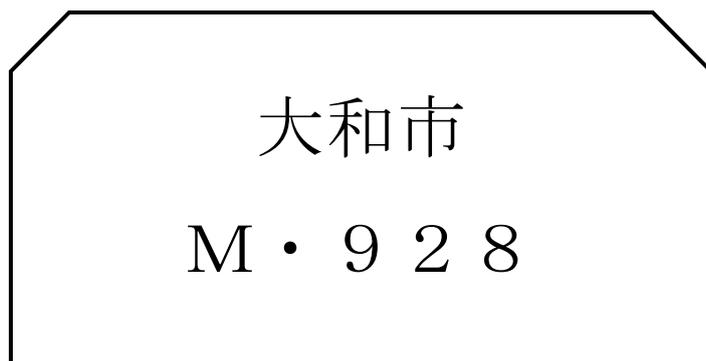


図3



## 備考

- 1 車両番号は、図示の例により、上段に市名を、下段に、原則としてひらがな文字（お、し、へ、ぬ、ろ、んを除く。）又はアルファベットの大文字及び4ケタ又は3ケタの数字をもって表示すること。ただし、上位のケタの数字が有効数字でない場合は点で表示すること。
- 2 標識は、金属製のものとする。
- 3 標識の地の塗色は、次による。
  - (1) 市税条例第31条第1号アの原動機付自転車にあつては、白色
  - (2) 市税条例第31条第1号イの原動機付自転車にあつては、薄黄色
  - (3) 市税条例第31条第1号ウの原動機付自転車にあつては、薄桃色
  - (4) 市税条例第31条第1号エの原動機付自転車にあつては、薄青色
  - (5) 市税条例第31条第2号イの小型特殊自動車にあつては、薄緑色
- 4 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。